

受配者指定寄付金（全額損金が認められる寄付金）のご案内

受配者指定寄付金は、私立学校の教育研究の発展に寄与するために、事業団を通じて寄付者（企業等）が「指定した学校法人」へ寄付していただく制度で、寄付者に対して税制上の優遇措置（寄付金全額の損金算入）を行うためのものです。この制度はいつでもお申込みを頂くことができます。

I. 税制上の優遇措置

この寄付金は、企業等法人の寄付金を支出した事業年度において、所得の金額の計算上、寄付金の全額を損金に算入することができます。なお、確定申告に際してこの手続きを受けるためには、私学事業団が発行する「寄付金受領書」が必要となります。

決算利益 (損益計算書)	－	損金算入額 (寄付金支出全額) 益金不算入額	＋	損金不算入額 益金算入額	=	所得金額 (申告調整後)
-----------------	---	------------------------------	---	-----------------	---	-----------------

II. 手続きの流れについて

1. 学校法人立命館宛での「寄付申込書」、および私学事業団宛での「寄付申込書」に必要な事項をご記入のうえ、いずれも本学の担当部課へご提出ください。
2. 振込票に記載している「学校法人 立命館」の口座へ寄付金をお振込み下さい。
3. 「寄付申込書」と「寄付金」が本学に届き次第、本学発行の「預り証」を貴社へお送りいたします。
4. 本学から私学事業団へ寄付金を送金いたします。本学への寄付金のご入金日から私学事業団への送金までに、約2週間の日数が必要となります。
5. 私学事業団への送金が完了すると、「寄付金受領書」が本学に送られてきますので、到着次第、貴社へお送りいたします。（「寄付金受領書」が貴社に到着するまでには、通常、ご入金から1ヶ月～1ヶ月半程度の日数を必要としますので、何卒ご了承下さい。）

III. ご留意事項

- ・ 各事業年度において支払った寄付金の額を仮払金等として処理した場合においても、当該寄付金はその支払った事業年度において支出したものとなります。
- ・ 寄付金の受領日は、私学事業団に寄付金が入金された日となります。
- ・ 払込予定日から決算日までの期間が約1ヶ月以下となる場合は、本学担当者もしくは下記担当窓口まで事前にご相談下さいますようお願い申し上げます。

《お問合せ窓口》

〒604-8520 京都市中京区西ノ京朱雀町1
学校法人立命館 総務部 寄付事務局
TEL (075)813-8110 FAX (075)813-8119